

VII 金融危機への対応

Q87 金融危機に対応するための措置はどのような場合に発動され、どのような内容の措置が実施されるのですか。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 5 (1) 概要」の項 (23ページ) を参照してください。

Q88 どのような農水産業協同組合が金融危機に対応するための措置の対象となるのですか。

Ans.

金融危機に対応するための措置^(注)は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が、その措置が講じられなければ我が国または当該農水産業協同組合が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときに、金融危機対応会議の議を経るなどして発動されることとなります。「信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれ」については、厳格な手続の下、個別具体的な事情に応じて総合的に判断されます。

(注) 金融危機に対応するための各措置の発動の対象となる農水産業協同組合については、「第1部 貯金保険制度の概要 5 (1) イ. 対象農水産業協同組合と対応措置」の表 (23ページ) を参照してください。

Q89 内閣総理大臣が諮問する金融危機対応会議とはどのようなものですか。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 5 (1) 概要」の項 (23ページ) を参照してください。

I 貯金等の保護の
範囲の概要

II 貯金保険制度の
ありまし

III 貯金者データ等
の整備

IV 破綻時の付保
貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の
支払対象とならない
貯金の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への
対応

VIII 不良債権の回収
と責任追及